

中村部屋後援会 会則

第1条（名称）

本会は『中村部屋後援会』とする。

第2条（事務局所在地）

本会の事務局を東京都墨田区両国1丁目18-7 中村部屋内に設置する。

第3条（目的）

本会は、中村部屋の発展と力士育成を支援し、会員相互の親睦、所属力士との交流を深めることを目的とします。

第4条（組織と運営）

- 一. 本会の組織は、会則に賛同する個人及び法人会員で組織し、個人会員は全国一律で一組織と捉え、法人会員は会員の任意により、東京地区、名古屋地区、大阪地区、九州地区いずれかに所属します。
- 二. 一に挙げる法人4地区以外に後援会組織を発足する場合は、中村部屋が定める諸条件を受け、中村親方が公認します。
- 三. 本会の運営は、会費、寄付金をもとに運営します。

第5条（役員）

- 一. 本会の組織役員は、中村親方が任命、決定いたします。
- 二. 各地区に理事、幹事役を配置し、中村親方が任命いたします。

第6条（事業活動）

本会は中村部屋支援のため、中村親方承認のもと、下記の事業活動を中村部屋と共に各地区の役員で企画運営し、会員はそれらに参加する資格を有します。

- 一. 千秋楽打ち上げ、各種パーティー等の開催（激励会、親睦会等）
- 二. 会員特典の作成、配布
- 三. オリジナルグッズの作成、販売
- 四. 成績優秀力士への表彰

第7条（会員資格）

本会則に同意した個人または法人で、反社会的勢力及びその関係者でない方、また第10条に基づく退会処分を受けていない方とします。

第8条（会費）

- 一. 個人会員の会費は月額で、嘉会員一口1,500円、風会員一口5,000円と基本とします。この2つの会員には送る番付表を増やすオプションがあり、一枚増やす度500円の増加となります。
- 二. 個人会員の入会は隨時受付とします。
- 三. 法人会員の会費は「小結会員」「関脇会員」「大関会員」「横綱会員」の4つがあります。会費は小結会員が年10万、関脇会員が年50万、大関会員が年100万で、横綱会員のみ後援会に相談の後会費を決めることとなります。

四. 法人会員入会は随時受付とし、入会月から一年間有効とします。退会の意思がない限り期限の月から2カ月前に同じ会員の自動更新となります。

第9条（会員特典）

個人会員、法人会員のそれぞれの会員に応じて、以下のような会員特典が準備されています。詳しくは中村部屋ホームページの後援会のページに記載の通りです。

- 一. 年6場所の番付表の送付
- 二. デジタル新聞のメール送付
- 三. 年1回の大相撲カレンダーの送付
- 四. 記念品（中村部屋に関する各種グッズ）送付
- 五. 法人様ホームページ掲載
- 六. 千秋楽祝賀会優先ご案内
- 七. 稽古見学
- 八. 千秋楽打ち上げ、各種パーティー等のご案内(実費参加)
- 九. 本場所入場券をご希望の方へご予約の代行
- 十. 会社イベントなど参加（※事前相談必須）

第10条（禁止事項）

会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、本会の判断にて退会させることができます。

- 一. 公序良俗に反する行為を行った場合
- 二. 犯罪行為等、法律に反する行為を行った場合
- 三. 本会の会則に違反し、本会の名誉、信用を著しく毀損した場合
- 四. 他の会員または中村部屋関係者の著作権や肖像権、プライバシー等を侵害した場合
- 五. その他本会が不適切と判断する行為があった場合
- 六. 反社会的勢力及びその関係者であることが発覚した場合、及び反社とのつながりが発覚した場合

第11条（退会）

- 一. 個人会員及び法人会員は退会の旨をホームページのお問い合わせからメールでその旨を伝えています。事務局がメール受信後退会の処理を行った後、退会完了のメールを各会員様にお送りさせていただき退会となります。
- 二. 個人会員が退会する場合は、月額前払につき、解約希望月の前月の5日までにホームページのお問い合わせからメールでその旨をお伝えいただき後援会側で解約手続を完了させますと、解約希望月の前月26日の請求は行いません。6日を過ぎた場合は、26日の請求を行い、元々の解約希望月の翌月の解約となります。
- 三. 法人会員は入会より1年後の会費支払いがない場合、退会の意思といたします。
- 四. 退会による個人会員の前払い分の返還はしないものとします。
- 五. 退会による法人会員の既納の年会費の返還はしないものとします。

第12条（その他）

- 一. 本会員は、「中村部屋」の発展のため、新弟子発掘にご協力お願い致します。
- 二. 会則の変更、改訂に関しては中村親方の承認を得るものとします。